

令和4年 4月12日

保護者 様

京田辺市立田辺小学校
校長 藤原 真

気象特別警報等発表時の対応について

晩春の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本校におきましては、「京田辺市立小・中学校、幼稚園の災害対策要綱」に基づき、お子様の生命、身体の安全確保を適切に図るため、年間を通して下記の対応を行うこととしますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 午前7時現在に、「京田辺市」に気象特別警報又は気象警報が発表されているとき、又は午前7時以降に、気象特別警報又は気象警報が発表されたときは、登校を停止する。

*気象特別警報とは、「大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪」6種類

*気象警報とは、「大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪」7種類が発表されています。

- 2 午前10時までに、気象特別警報又は気象警報が解除されたときは、速やかに登校する。
(ただし、通学路の状況等により保護者の判断で登校を見合わせていただいても結構です。)
- 3 午前10時現在で、気象特別警報又は気象警報がまだ解除されないときは、臨時休校とする。
- 4 在校中に、「京田辺市」に、気象特別警報又は気象警報が発表されたときは、子どもたちの生命、身体の安全確保を第一として、校長の判断により適切な対応を行います。
※緊急下校時の下校方法を当日に変更される場合は、朝の連絡帳での変更のみ受け付けます。
電話での急な変更は児童の下校を遅らせ、安全な下校の妨げとなりますのでお控えください。

5 その他

- (1) 「午前7時以降」の対応について、学校に到着するまで（在宅時や集合場所にいる時、登校中など）、子どもたちの状況は異なりますが、適切な判断をお願いいたします。
学校に到着後は、4の「在校中」の対応を致します。
- (2) ラジオ、テレビのニュース・天気予報等の気象情報に注意してください。
- (3) 学校への問い合わせの電話は、電話回線確保のためご遠慮ください。
(ただし、事故の通報及び緊急連絡等は除きます。)
学校ホームページ・子ども連絡網でお知らせしますので、そちらをご覧ください。
- (4) 気象特別警報が発令された時は、周囲の状況や京田辺市や京都府から発表される避難準備情報・避難勧告・避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとるようにしてください。